

広島県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和三年四月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山県郡安芸太田町大字遊谷字榎ヶ原八〇九番三 地先から 山県郡安芸太田町大字遊谷字遊谷二二〇〇番一 地先まで	旧	八・六〇〇 一・二二〇	一一一・二二	
	新	二二・六〇〇 五二・四〇〇	一一一・二二	拡幅
山県郡安芸太田町大字遊谷字遊谷二一九八番一 九地先から 山県郡安芸太田町大字遊谷字遊谷二一九七番四 〇地先まで	旧	八・〇〇〇 二・四〇〇	八〇・四〇	
	新	八一・六〇〇 一〇五・二二〇	八〇・四〇	拡幅